テナント総合安心保険プラス

2021年12月改定

新規・更新共通

賃貸テナント入居者向けの什器備品総合保険

テナント安心保険プラス・スーパー

4つの補償がセットに!

業務用什器備品保険 ＋ 修理費用保険 ＋ 借家人賠償責任保険 ＋ 施設賠償責任保険

商品のご案内（パンフレット） …… P.1-4

重要事項説明書 契約概要・注意喚起情報 …… P.5-8

保険加入のお手続きの流れ …… P.9

普通保険約款・特約 …… P.10-22

よくあるご質問（Q&A） …… P.23-24

商品のご案内 / 重要事項説明書 / 保険加入のお手続きの流れ / 約款・特約 / Q&A

こちらもご参照ください

退去したときは

賃貸借契約の解約とは別に、ご加入の保険の解約のご連絡もお願いします。

解約受付センター

0120-208-001

受付時間：9～18時 日・祝日・年末年始の休業日を除く

更新のお問い合わせは

更新お問い合わせセンター

0120-777-217

受付時間：9～17時 土・日・祝日・年末年始の休業日を除く

取扱代理店

退去を伴わない解約および契約内容の変更・訂正は取扱代理店へご連絡ください

（共同保険幹事会社）

全管協 ZENKANKYO 少額短期保険株式会社

本冊子は「テナント安心保険プラス・スーパー（テナント総合安心保険プラス）」のパンフレット、重要事項説明書、約款・特約を1冊にまとめたものです。

VEGETABLE OIL INK

2206-A22005 2022/8 ZK2-009-20

賃貸テナント入居者向けの什器備品総合保険です！

業務用什器備品保険

次のような事故によって業務用什器備品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

1. 火災
2. 破裂・爆発
3. 落雷
4. 風災・ひょう災・雪災
5. 建物外部からの 物体の飛来・落下・衝突・倒壊
6. 給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による 水ぬれ
7. 騒じょう・集団行動・労働争議に伴う 暴力行為・破壊行為（暴動を除きます）
8. 盗難
9. 第三者による いたずら
10. 水害

①～⑩の事故によっては、さらに以下の費用保険金をお支払いします（P3参照）

＋

費用保険金

11. 臨時費用保険金
12. 残存物取片づけ費用保険金
13. 失火見舞費用保険金
14. 地震火災費用保険金
15. ドアロック交換費用保険金
16. ピッキング防止費用保険金

修理費用保険

入居物件が偶然な事故で損壊し、賃貸借契約に基づく原状回復義務により、または緊急的に、自己の費用で被保険者が負担した修理費用に対して補償します。

借家人賠償責任保険

（テナント賠償責任保険）

火災・爆発・水ぬれ損などの偶然な事故で、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

施設賠償責任保険

（テナント賠償責任保険）

入居物件の使用・管理に起因する偶然な事故や入居物件における業務中の事故で他人にケガをさせたり、第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します（日本国内のみ）。

●商品のご案内（パンフレット）は概要を説明したものです。保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「約款・特約」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、表紙記載の取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金額 と 保険料 についてAS～FSの6コースからお選びいただけます。

保険金額・保険料コース表

コース	総支払限度額 3,000万円			一括払保険料			
	業務用什器備品保険金額	修理費用保険金額	テナント賠償責任保険金額	事務所・小売店		飲食店	
				2年	1年	2年	1年
ASコース	500万円	100万円	3,000万円	22,500円	13,250円	54,000円	31,750円
BSコース	600万円			25,500円	15,000円	62,000円	36,500円
CSコース	700万円			28,500円	16,750円	70,000円	41,250円
DSコース	800万円			31,500円	18,500円	78,000円	46,000円
ESコース	900万円			34,500円	20,250円	86,000円	50,750円
FSコース	1,000万円			37,500円	22,000円	94,000円	55,500円

●1回の事故でお支払いする業務用什器備品保険金・費用保険金、修理費用保険金、テナント賠償責任保険金の合計額は、総支払限度額3,000万円を限度とします。

●テナント賠償責任保険とは、借家人賠償責任保険と施設賠償責任保険をあわせたもので、お支払いする保険金の合計額は3,000万円を限度とします。

お申し込みにあたりご注意いただきたいこと

●業種によりお引き受けできない場合があります。P4「引受対象業種一覧」をご参照ください。

●費用保険金の「地震火災費用保険金」は損害保険会社が販売している「地震保険」とは異なります。弊社では地震保険のお引き受けはできません。

●この保険契約は少額短期保険契約であり、お支払いいただいた保険料は地震保険料控除制度の対象とはなりません。

●この保険契約は共同保険契約です。共同保険についての詳細は、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」にてご確認ください。

退去される場合

賃貸借契約の解約手続きにあわせて、この保険の解約手続きも必要です。

お早めに、**解約受付センター（0120-208-001）**までご連絡ください。

解約受付センター受付時間：9時～18時（日・祝日・年末年始の休業日を除く）

お支払いする業務用什器備品保険金・費用保険金

	保険金をお支払いする場合			お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
業務用什器備品保険金	事故の種類・損害の程度、支払条件等				
	❶火災			再調達価額によって定め、損害額が業務用什器備品保険金額をこえるときは業務用什器備品保険金額を限度	・保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・保険契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物との衝突・接触による損害 ・業務用什器備品が屋外にある間に生じた損害。ただし、風災・ひょう災・雪災による事故の場合は、入居物件の構内にある業務用什器備品のうちエアコンの室外機、洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナは、補償の対象とします。 ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害（地震火災費用保険金を除く） ・核燃料物質、放射能汚染による損害 など
	❷破裂または爆発				
	❸落雷				
	❹風災、ひょう災または雪災				
	❺建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊				
	❻給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ				
	❼騒じょう・集団行動、労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為				
	❽盗難 警察署宛に被害の届出をし、受理されたことが条件	イ．通貨（業務用）	―	1事故につき**20万円**を限度	
		ロ．預貯金証書（業務用）	ただちに預貯金先に届出をし、かつ預貯金口座から現金が引き出されたこと	1事故につき**100万円**を限度	
		ハ．交通機関の搭乗券等	ただちに運輸機関、発行者に届出をしたこと	1事故につき**5万円**を限度	
		上記 イ～ハ以外の業務用什器備品	―	再調達価額によって定め、1事故につき**50万円**を限度 ※貴金属・宝石・美術品等は1個または1組ごとに**10万円**を限度	
	❾いたずら 警察署宛に被害の届出をし、受理されたことが条件	テナント関係者（オーナー・従業員）以外の第三者によるいたずら（未遂事故も含む）により業務用什器備品が損害を受けた場合		再調達価額によって定め、1事故につき**30万円**を限度	
	❿水害	入居物件が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害を受けた場合		**業務用什器備品保険金額×5%** 業務用什器備品保険金額が再調達価額を超えるときは再調達価額の5%を限度	
費用保険金	⓫臨時費用保険金	上記❶～❼の事故により業務用什器備品保険金が支払われる場合		**業務用什器備品保険金×30%** 1事故につき**200万円**を限度	
	⓬残存物取片づけ費用保険金	上記❶～❼の事故により業務用什器備品保険金が支払われる場合		**業務用什器備品保険金×10%**を限度に実費	なお1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属（腕時計を含む）、宝石、宝玉、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品などはご契約の対象となりません。
	⓭失火見舞費用保険金	上記❶・❷の事故で、第三者の所有物に損害を与えた場合		**被災世帯数×20万円** 1事故につき業務用什器備品保険金額の20%あるいは100万円のいずれか低い額を限度	
	⓮地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、以下の状態になった場合 a.入居物件が半焼以上になった場合 b.業務用什器備品が全焼した場合		**業務用什器備品保険金額×5%** 業務用什器備品の再調達価額の5%を限度	
	⓯ドアロック交換費用保険金 警察署宛に被害の届出をし、受理されたことが条件	日本国内において入居物件の玄関ドアの鍵が盗取にあった場合、ドアロックの交換に要する費用		1事故につき**3万円**を限度に実費	
	⓰ピッキング防止費用保険金	入居物件が盗難やいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠された場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用		1事故につき**3万円**を限度に実費	

●1回の事故でお支払いする業務用什器備品保険金・費用保険金、修理費用保険金、テナント賠償責任保険金の合計額は、総支払限度額3,000万円を限度とします。

お支払いする修理費用保険金

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
修理費用保険金	風災・ひょう災・雪災、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊、盗難、いたずらによる入居物件の損壊	1事故につき**100万円**を限度	・保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・保険契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物との衝突・接触による損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ・貸主に入居物件を引渡した後に発見された損壊 など
	専用上水道管の凍結による破損	1事故につき**20万円**を限度	
	窓ガラスの熱割れによる損害	1事故につき**30万円**を限度	

●1回の事故でお支払いする業務用什器備品保険金・費用保険金、修理費用保険金、テナント賠償責任保険金の合計額は、総支払限度額3,000万円を限度とします。

お支払いする賠償責任保険金

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
テナント賠償責任保険金	借家人賠償責任保険金	火災、破裂・爆発により入居物件を損壊させたり、破損・き損・汚損・水ぬれ損で入居物件に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	1事故につき**3,000万円**（テナント賠償責任保険金額）を限度 ・入居物件の水ぬれ損：1事故につき自己負担額1万円 ・入居物件の破損・き損・汚損：1事故につき30万円を限度（自己負担額3万円）	・保険契約者または被保険者の故意による損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ・入居物件の改築、増築、取壊し等の工事による損害 ・貸主に入居物件を引渡した後に発見された損壊による損害賠償責任 など
	施設賠償責任保険金	入居物件の使用・管理に起因する事故または入居物件における業務の遂行に起因する事故により、第三者の身体を傷つけたり、第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	1事故につき**3,000万円**（テナント賠償責任保険金額）を限度	・被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ・自動車（原動機付自転車を含む）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・入居物件の改築、増築または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・業務遂行（医療行為や医薬品の調剤、マッサージ、指圧、はり、きゅうなどの施術、理容・美容、弁護士・会計士・建築士など専門的な職業行為）に起因する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用または管理する財物について正当な権利者に対する損害賠償責任 など

●1回の事故でお支払いする借家人賠償責任と施設賠償責任の保険金の合計額は3,000万円（テナント賠償責任保険金額）を限度とします。
●1回の事故でお支払いする業務用什器備品保険金・費用保険金、修理費用保険金、テナント賠償責任保険金の合計額は、総支払限度額3,000万円を限度とします。

テナント安心保険プラス・スーパー（テナント総合安心保険プラス）引受対象業種一覧

●商品・生産物・食中毒は補償の対象外になります。　●併用住宅の家財・日常生活の賠償は補償の対象外になります。

	加入できる業種・用途	加入できない業種・用途
事務所・小売店	・**事務所**（一般事務所・時間貸しレンタルオフィス） ・**小売店**（小売卸売業、コンビニエンスストア、酒類食料品販売、クリーニング店（取次のみ）、薬局、医療機器販売業、自転車販売店、新聞販売店、リサイクルショップ、画廊・ギャラリー、フォトスタジオ、ペットショップ、トリミングサロン） ・**理容室・美容室、エステティックサロン、ネイル・まつげエクステサロン、病院・診療所**（歯科医院、整骨院・接骨院、指圧、マッサージ、鍼灸院、動物病院、訪問介護ステーションの事務所） ・**カルチャースクール**（学習塾、ダンス・ヨガ教室、料理・楽器・美術教室等）、パーソナルジム（固定器具無） ・**休憩所・集会所**（管理者特定可能）、ランナーサポートボックス　など	・スーパーマーケット、火薬類販売、ガソリンスタンド、LPガススタンド ・自動車修理・整備、自動車・自動二輪車販売、作業所・製造業（食料品の製造販売除く）、看板作成（塗料使用）、倉庫 ・金融機関店舗、ATM、消費者金融、金券ショップ・貴金属買取 ・クリーニング店、コインランドリー ・介護施設、グループホーム、デイサービス、幼稚園、保育所・託児所（他預かり施設） ・ホテル・旅館・ペンション、結婚式場、サウナ・銭湯・温浴施設、興行場 ・スポーツ施設（固定器具使用）、道場・格闘技教室 ・遊戯施設（ゲームセンター、麻雀店・パチンコ店）、風俗営業店 ・貸しスタジオ　など
飲食店	・**食堂、レストラン** ・**喫茶店、カフェ、インターネットカフェ、ボードゲームカフェ** ・**カラオケボックス・居酒屋、割烹・料亭** ・**菓子・パン製造販売、仕出・持ち帰り弁当製造販売**　など	・**スナック・バー・ショットバー・ダーツバー・プールバー、キャバレー・ナイトクラブ**　など ※「スナック」とは風営法における“接待行為”を行う飲食店をいい、「バー」とは“深夜0時”を過ぎても営業しており、かつ、お酒の提供をメインとしている飲食店をいいます。

『テナント安心保険プラス・スーパー（テナント総合安心保険プラス）』重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報】

•ご契約前に必ず最後までお読みいただき、商品内容をご理解いただいたうえでお申し込みください。
•保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

重要事項説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは本冊子の「商品のご案内（パンフレット）」や「約款・特約」などをご参照ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

マークのご説明	契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項	注意喚起情報 ご契約に際してお客さまにとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項	★ お客さまに特にご確認・ご注意いただきたい事項

1　契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み　契約概要　注意喚起情報

『テナント安心保険プラス・スーパー（テナント総合安心保険プラス）』は、「テナント損害安心保険プラス」と「テナント賠償責任安心保険プラス」を組み合わせた商品です。なお弊社では、地震保険のお引き受けはできません。また、この保険契約の保険料は地震保険料控除制度の対象とはなりません。

2. 補償内容　契約概要　注意喚起情報

この保険契約の被保険者は、加入内容確認証（e証券）に記載の入居者とします。

（1）「テナント損害安心保険プラス」の補償内容

火災をはじめさまざまな偶然な事故による業務用什器備品の損害や、賃貸借契約に基づき、または緊急的に、入居物件を修理した費用を保険金としてお支払いします。

●業務用什器備品保険の対象となる物は次のとおりです。

業務用什器備品保険の対象となる物に含まれる物（補償される主な物）

入居物件（※）に収容され、被保険者が所有する業務用什器備品となります。
※共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。

★ **業務用什器備品保険の対象とならない物（補償されない主な物）**

①自動車（125cc以下の原動機付自転車を除く）②動物、植物 ③稿本、設計書、図案、証書、帳簿 ④通貨・預貯金証書（盗難の場合を除く）⑤コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ ⑥1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属（腕時計を含む）・宝玉・宝石・書画・骨とう・彫刻物などの美術品　など

●保険金のお支払いに関する内容は次のとおりです。

保険金をお支払いする場合（主な補償内容）

《業務用什器備品保険金》
次の偶然な事故による業務用什器備品の損害に対して保険金をお支払いします。
①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・ひょう災・雪災（※1）⑤建物外部からの物体の飛来 ⑥水ぬれ ⑦騒じょう（※2）⑧盗難（※3）⑨いたずら ⑩水害（※4）
※1 風、雨、雪などの吹込みによる損害については、建物の外側の部分が風災、ひょう災または雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた場合に限ります。また、入居物件の構内にある業務用什器備品のうちエアコンの室外機、洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナについても補償の対象とします。
※2 後記（4）共通の免責事由②に記載の暴動に至らないものをいいます。
※3 1事故の支払限度額は業務用什器備品50万円、補償対象となる貴金属・美術品等は1個または1組ごとに10万円、通貨20万円、預貯金証書の引出し損害100万円、交通機関の搭乗券5万円となります。
※4 入居物件が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らなかった場合は補償対象外となります。

《費用保険金》
事故による業務用什器備品損害またはその他の費用損害が発生したときは次の保険金をお支払いします。
①臨時費用保険金 ②残存物取片づけ費用保険金 ③失火見舞費用保険金 ④地震火災費用保険金 ⑤ドアロック交換費用保険金 ⑥ピッキング防止費用保険金

《修理費用保険金》
次の事故による入居物件の損害（費用を含む）について、賃貸借契約における原状回復義務により、または緊急的に、被保険者が損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金をお支払いします。
①風災・ひょう災・雪災 ②建物外部からの物体の飛来 ③盗難 ④いたずら ⑤入居物件の専用上水道管の凍結による破損（※1）⑥窓ガラスの熱割れ（※2）
※1 1事故の支払限度額は20万円となります。
※2 1事故の支払限度額は30万円となります。
（注）※1～2以外の場合、1事故の支払限度額は各100万円となります。

★ **保険金をお支払いできない場合（主な免責事由）**

《業務用什器備品保険金・費用保険金》
①保険契約者または被保険者の所有・運転する車両による衝突・接触 ②業務用什器備品保険金をお支払いする事故（盗難、いたずらを除く）の際における業務用什器備品保険の目的の紛失または盗難 ③業務用什器備品が屋外にある間に生じた損害（※）　など
※ただし、風災・ひょう災・雪災による事故の場合は、入居物件の構内にある業務用什器備品のうちエアコンの室外機、洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナは、補償の対象とします。

《修理費用保険金》
①保険契約者または被保険者の所有・運転する車両による衝突・接触②貸主に入居物件を引き渡した後に発見された損壊 ③壁・柱・床・はり・屋根・階段などの建物の主要構造部の損害 ④ベランダ、バルコニー、玄関、ロビー、廊下、昇降機、門、塀、垣根など共同で利用されるものの損害　など

（2）「テナント賠償責任安心保険プラス」の補償内容

貸主や第三者への損害賠償などで、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお、1回の事故でお支払いする借家人賠償責任、施設賠償責任の保険金の合計額はテナント賠償責任保険金額を限度とします。
（注）法律上の損害賠償責任は、被保険者に民法上の「不法行為」や「債務不履行」があった場合に発生します。

（3）保険金のお支払いについて

1回の事故でお支払いする保険金の合計額は、（1）と（2）を合わせて総支払限度額3,000万円を限度とします。

●保険金のお支払いに関する内容は次のとおりです。

保険金をお支払いする場合(主な補償内容)

《借家人賠償責任保険金》
次の事故により被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
①火災 ②破裂・爆発 ③破損・き損・汚損(※1) ④水ぬれ損(※2)
※1 1事故につき自己負担額3万円を差し引いた金額を、30万円を限度としてお支払いします。
※2 1事故につき自己負担額1万円を差し引いた金額を、保険金額を限度としてお支払いします。

《施設賠償責任保険金》
日本国内で、被保険者が入居物件の使用や入居物件における業務上の偶然な事故により、第三者にケガをさせたり、第三者の所有物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし入居物件以外の不動産の所有・使用または管理に起因する事故は除きます。

★ **保険金をお支払いできない場合(主な免責事由)**

《借家人賠償責任保険金》
①被保険者の心神喪失や指図に起因する損害賠償責任
②入居物件の改築、増築、取壊しなどの工事による損害
③貸主に入居物件を引き渡した後に発見された損害　など

《施設賠償責任保険金》
①被保険者、被保険者の法定代理人および被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(被保険者が家事使用人として使用する者を除く) ②施設の修理、改造または取壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ③医療行為や医薬品の調剤、マッサージ・指圧・はり・きゅうなどの施術、理容・美容、弁護士・会計士・建築士など専門的な職業行為に起因する損害賠償責任 ④被保険者が所有・使用または管理する財物について、その財物の正当な権利者に対する損害賠償責任(※) ⑤船舶、航空機および自動車(原動機付自転車を含む)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任　など
※被保険者が借用した第三者の所有物(レンタル品など)に損害を与えた場合

★ **(4)共通の免責事由**

保険金をお支払いできない場合(主な免責事由)

保険契約全体にわたり保険金をお支払いできない主なものは次のとおりです。
①保険契約者・被保険者などの故意・重大な過失によって生じた損害(ただし借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険の場合で、その事故の原因が「重大な過失」によるものはお支払いの対象) ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損害　など

(5)主な特約とその概要

すべてのご契約に適用される特約

◆共同保険に関する特約
この保険契約は、加入内容確認証に記載の引受少額短期保険業者による共同保険契約です。詳しくは「4その他ご留意いただきたい事項-8.共同保険について」をご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法など

契約概要　注意喚起情報

(1)保険料の決定の仕組み

保険料は加入コース、保険期間および業種によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社にお問い合わせください。ご契約いただく加入コースは、事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう(表1)各加入コースからご選択ください。
(注)入居するテナントの業種(パンフレットP.4「引受対象業種一覧」参照)によりお引き受けできない場合があります。

(表1)各加入コースの保険金額

コース		AS	BS	CS	DS	ES	FS
		総支払限度額 3,000万円					
保険金額	業務用什器備品	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
	修理費用	100万円					
	テナント賠償責任	3,000万円					

※1回の事故でお支払いする業務用什器備品保険金・費用保険金、修理費用保険金、テナント賠償責任保険金の合計額は、総支払限度額3,000万円を限度とします。

(2)ご契約期間(保険期間)
保険期間は、1年または2年のいずれかをお選びいただけます。保険事故による損害をてん補する期間は、加入内容確認証(e証券)記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。

(3)保険料の払込みと払込方法など
保険料の払込方法は現金払またはペイジー払、コンビニエンスストア払、口座振替払があります。なお、分割払はございませんので、保険料は一括して払い込んでください。

★ **責任開始期【保険料の払込みに関するご注意について】**
新規契約の現金払(代理店への振込も含みます)の保険料は、ご契約の時までに払い込んでください。新規契約と更新契約の(4)「保険料の払込方法と払込期日など」に記載のその他の払込方法の場合は、ご契約の時までに払込手続をいただき、保険料は(4)の払込期日までに払い込んでください。払込み(払込手続を含みます)いただけない場合、お申込手続(保険料の払込み・払込手続を含みます)が完了するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払できません。

★ **(4)保険料の払込方法と払込期日など**
保険料の払込期日は次のとおりです。なお、①②の場合は払込期日までに、③の場合は払込期日を超え払込猶予された期日までに保険料を払込みいただけない場合は保険金をお支払いできず、保険始期日に遡ってご契約を解除させていただきます。

払込方法	払込期日	払込猶予
①ペイジー払、コンビニエンスストア払	保険始期日の属する月の翌月末日	——
②更新契約の一部※1		
③口座振替払	新規契約　:保険始期日の属する月の翌々月振替日(原則27日) 更新契約※2:保険始期日の属する月の翌月振替日(原則27日)	払込期日の属する月の翌月末日まで※3

※1 更新前の保険契約から保険期間が連続し、保険期間年数が同じ場合に適用されます。
※2 申込書を省略せずに更新する場合は新規契約と同じ取扱いとなります。
※3 保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
(注)払込期日(払込猶予がある場合は、払込猶予された期日)までに保険料を払込みいただけた場合は、保険始期日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご確認事項

★ 1. 告知義務など

注意喚起情報

保険契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります。ご契約時に弊社が定める保険契約申込書の告知項目について、事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合には、保険契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消になります。
①保険契約者もしくは被保険者が保険の目的についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合 ②保険契約者もしくは被保険者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した場合 ③保険契約締結時に保険契約者もしくは被保険者による詐欺または強迫行為があった場合
（注）取扱代理店には告知受領権があります。

2. 複数契約の取扱い

注意喚起情報

この保険契約の被保険者は、重複して弊社の同種の保険契約に加入できません。また、弊社の同種の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。
※同種の保険契約とは、弊社の引き受ける火災保険、賠償責任保険をいいます。

★ 3. 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

被保険者が弊社以外の補償内容が同種の保険契約等に加入されている場合には、補償範囲が重複（※）することがあり、重複した範囲において保険金が減額される、または、受け取れないことがあります。ご加入されている保険契約の補償範囲および保険期間をご確認ください。なお、弊社の取扱商品はあらかじめ複数の異なる補償がセットとなっておりますのでご留意ください。例えば、テナント賠償責任保険のみを補償範囲から外すことはできません。
※例：この保険契約の施設賠償責任保険と他にご加入の事業者賠償責任保険に付帯される施設賠償責任特約で補償が重複する場合など。

★ 4. クーリングオフ

注意喚起情報

クーリングオフとは、ご契約のお申し込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。この保険契約はクーリングオフの対象外になります。

3 契約締結後におけるご確認事項

★ 1. 通知義務など

注意喚起情報

保険契約内容に次の変更などが生じる場合には、遅滞なく取扱代理店へご連絡ください。ご連絡がない場合には、事故が発生した際に保険金をお支払いできないことがあります。
①保険の目的である業務用什器備品が全部滅失（入居物件から退去したときも含む）した場合（※1） ②入居物件がテナント以外の用途に変更された場合（※1） ③上記②以外の事由で入居物件の用途が変更された場合（※2） ④保険契約者の姓名・商号変更がある場合 ⑤被保険者（入居者）の姓名変更がある場合 ⑥保険契約者の住所を変更した場合

※1 ①、②の場合、ご契約の変更のお手続きはできません。この場合、保険契約は失効または解除となります。
※2 ③のテナントとしての用途変更が、保険料適用区分が異なる「事務所・小売店」と「飲食店」相互間の変更である場合、またはこの保険契約に加入できない業種への変更である場合は、保険契約の変更のお手続きはできず、保険契約を解除させていただきます。

★ 2. 保険契約の失効

契約概要 注意喚起情報

入居物件から退去した場合は、その時点をもってこの保険契約は失効します。
※この保険契約では、入居物件から退去（引越）される場合に物件住所を変更することはできません。入居物件から退去（引越）される場合は、解約受付センターまでご連絡ください。

3. 解約返れい金

契約概要 注意喚起情報

保険期間の中途で退去に伴い保険契約を解約される場合には、「解約受付センター」または取扱代理店にお申し出ください。また、退去以外でご契約を解約される場合は取扱代理店にお申し出ください。ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して、弊社所定の短期率表（普通保険約款「別表2」参照）に基づいて解約返れい金を保険契約者にお支払いします。なお、解約返れい金は、払い込んでいただいた保険料より少ない金額となります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
（注）保険料返還請求権は、その事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間で時効により消滅します（保険法第95条）。

4. 保険契約の更新

契約満了日翌日の属する月の前々月末日までに更新のご案内を保険契約者宛に送付します。契約満了日までに更新のご案内の内容で更新しない旨のお申し出がない場合は、契約満了日の翌日を保険期間の初日とし、更新前の保険契約と同じ保険期間年数とする保険契約に更新します。ただし、約款・特約指定の期日までに更新後の保険契約の保険料を払込みいただけない場合は、保険金をお支払いできず、保険始期日に遡って更新後のご契約を解除させていただきます（1 契約締結前におけるご確認事項-3（4）参照）。また、更新のご案内の内容で更新する場合には、申込書を省略して更新の手続をおこなうことができます。なお、保険事故の発生状況等によっては、ご契約の更新ができないことがあります。この場合、更新しない旨を、契約満了日の属する月の前々月末日までに保険契約者に通知します。

4 その他ご留意いただきたい事項

1. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行（保険金支払いなど）のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社（関連会社・団体を含む）が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページ（https://www.zkssi.co.jp）会社情報＞方針＞プライバシーポリシーをご覧ください。
（注）上記の「第三者」とは保険事故の関係者（当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

「支払時情報交換制度」について

弊社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

（注）「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ（https://www.shougakutanki.jp/）をご参照ください。

2. 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合、保険金の請求について詐欺をおこなった場合や反社会的勢力（暴力団、暴力団員（※）、暴力団関係企業等）に該当または関与していると認められる場合等については、保険契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。
※暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

★ 3. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

注意喚起情報

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」のおこなう資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

4. 1少額短期保険業者がお引き受け可能な保険契約について

注意喚起情報

（1）お引き受け可能な保険期間は、2年までとなります。
（2）お引き受け可能な保険金額は、以下の①②の金額が上限となります。
①被保険者１名につき1,000万円 ②保険契約者1名につき10億円

★ 5. その他法令などでご注意いただきたい事項

契約概要　注意喚起情報

（1）保険金の支払い事由が集積し、経営維持に重大な影響が生じた場合には、弊社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の削減をおこなうことがあります。
（2）弊社の経営が悪化した場合や、この商品が不採算となり保険契約の引き受けが困難となった場合は、弊社の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。
（3）保険金支払い対象となる巨大災害等が発生し、それによって弊社の事業収支が著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
（注）共同保険契約の弊社以外の引受少額短期保険業者においても同様となります。

★ 6. 事故が発生した場合について

（1）弊社は保険金請求に必要な書類を受領した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いするために必要な調査を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会・調査が不可欠でこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、その調査事由ごとに約款に定める以下の①～④の日数を経過する日までにお支払いします。
①警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会：180日
②専門機関による鑑定等の結果の照会：90日
③災害救助法が適用された地域における調査：60日
④日本国外における調査：180日
（注）保険契約者・被保険者が正当な理由なくこの調査を妨げまたは調査に応じなかった場合は、その期間は上記の日数には算入されません。
（2）賠償事故については、取扱代理店や弊社がお客さまに代わって示談交渉をすることはできません。賠償事故の示談をすすめるにあたり、賠償額・内容などについては、必ず事前に弊社にご相談ください。
（3）保険料の払込みが猶予されている場合は、取扱代理店または弊社が該当する保険料を領収した後に保険金をお支払いします。
（4）事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、書類もしくは証拠の提出または弊社がおこなう調査への協力を求めることがあります。正当な理由なく、不実の記載や証拠を偽造した場合は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがあります。
（注）保険金請求権は、保険金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間で時効により消滅します（保険法第95条）。

◆事故受付窓口（保険金請求受付センター）

万一事故が発生した場合には、「保険金請求受付センター」までご連絡ください。
（センター受付後、あらためて取扱代理店へお電話していただく場合もあります）
TEL 0120-551-224 受付時間：24時間365日

7. 加入内容確認証（e証券）・領収証等について

ご契約が成立しますと、契約内容を加入内容確認証（e証券）としてお客さま専用サイト（マイページ）にて提供します。ご契約が成立した際には、マイページにて契約内容をご確認ください。また、保険料払込方法が現金払（振り込みを含む）で領収証の電子発行に同意いただいた場合には、領収証もマイページにて提供します。
※インターネットをご利用されない方など、保険証券をご要望の場合は、取扱代理店までご連絡ください。

★ 8. 共同保険について

契約概要　注意喚起情報

この保険契約は全管協少額短期保険株式会社、エタニティ少額短期保険株式会社およびネットライフ火災少額短期保険株式会社を引受少額短期保険業者とする共同保険契約であり、各引受少額短期保険業者は、それぞれ前記「4.1少額短期保険業者がお引き受け可能な保険契約について（2）」に記載の保険金額をお引き受けし、引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、ご契約時の引受割合または保険金額と、この保険契約が更新される場合の引受割合または保険金額とは、異なることがあります。また、全管協少額短期保険株式会社は幹事少額短期保険業者として他の引受少額短期保険業者の業務及び事務の代理・代行をおこないます。

9. 取扱代理店の権限について

注意喚起情報

取扱代理店は引受少額短期保険業者との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理などの代理業務をおこなっております。取扱代理店にお申し込みいただいて有効に成立したご契約は引受少額短期保険業者と直接契約されたものとなります。

◆解約受付センター

退去される場合には、「解約受付センター」までご連絡ください。
（センター受付後、あらためて取扱代理店へお電話していただく場合もあります）
TEL 0120-208-001
受付時間：9:00～18:00（日・祝日、年末年始の休業日を除く）

◆この保険に関するご意見・ご相談受付窓口（全管協少短お客さま相談窓口）

保険の内容に関するご意見・ご相談を承ります。
TEL 0120-329-431
受付時間：9:00～18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

◆少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）　注意喚起情報

少額短期保険業者との間で問題が解決できない場合は、日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくこともできます。
TEL 0120-821-144
受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

申込書を記入される際には、このページの手順に沿ってのお手続きをお願いいたします。

以下の手順に沿って、保険契約の内容がお客さまのご意向に合致した内容となっていることをご確認のうえお申し込みください。

STEP 1　意向把握　この保険がお客さまの抱えているリスクと保険加入のご意向に合致しているかのご確認

この保険は、賃貸物件の入居者を取り巻くさまざまなリスクに対処するための保険商品です。お客さまのご意向に合致していますか？

▼ ••••▶ ご意向に合致していない場合は、取扱代理店までお申し出ください。

STEP 2　契約内容確認　申込書記載のご契約プランの内容がお客さまのご意向に合致するかのご確認

「商品のご案内（パンフレット）」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「約款・特約」をよくお読みください。
商品内容をご理解いただいたうえで、申込書記載の補償内容をご確認ください。

▼

賃貸物件へご入居されるお客さまのご意向を推定し、ご契約プランを作成いたしました。
申込書記載の補償内容は、お客さまのご意向に合致していますか？

▼ ••••▶ ご意向に合致していない場合や契約内容を変更される場合は、取扱代理店までお申し出ください。

- ご入居者さま、ご契約者さまについてご確認のうえ、ご記入ください（※印は必須）。
- 告知事項欄をご確認ください。該当する場合はご記入ください。

▼

STEP 3　意向確認　お申し込みされるご契約プランの内容が最終的にお客さまのご意向に合致することのご確認

- お客さまが当初ご希望されていた補償内容とお申し込みされるご契約プランの内容を比較し、最終的にお客さまのご意向に合致することをご確認ください。

▼ ••••▶ ご意向に合致していない場合や契約内容を変更される場合は、取扱代理店までお申し出ください。

お客さまのご意向に合致している場合は、申込書下部の意向確認のチェックボックスに ☑ してください。

▼

STEP 4　申込人（契約者）確認

- 申込書に記載された内容を再度チェックし、その内容が正しいことをご確認のうえ、ご署名（フルネーム）またはご捺印ください（法人の場合は、法人名を確認できる代表者印・役職者印または社印）。
- 郵送でのご契約の場合は、取扱代理店まで申込書をご送付ください。

お手続きありがとうございました。

保険料の払込みをされていない場合は、引き続き保険料の払込手続き※をおこなってください。
※口座振替払の場合は、口座振替依頼書をご記入・ご捺印のうえ、申込書と同時にご提出ください。

テナント総合安心保険プラス 普通保険約款・特約

第1章　総則

第1節　一般条項
第１条　この商品と約款、加入内容確認証について …… 10
第２条　用語の意味 …… 10
第３条　保険期間と総支払限度額 …… 10
第４条　被保険者の範囲 …… 10
第５条　複数契約の取扱い …… 10
第６条　契約申込時の告知義務 …… 10
第７条　契約後の通知義務等 …… 11
第８条　保険契約の無効、取消 …… 11
第９条　入居物件退去時の取扱い …… 11
第10条　重大事由による保険契約の解除 …… 11
第11条　保険契約解除の効力 …… 11
第12条　保険契約の任意解約 …… 11
第13条　解約返戻金 …… 11
第14条　加入コース変更の不可 …… 11
第15条　保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合 …… 11
第16条　保険契約の更新 …… 12
第17条　時効、準拠法および訴訟の提起 …… 12
第2節　保険金請求と保険金支払
第18条　保険金の受取人 …… 12
第19条　事故報告の手続き …… 12
第20条　事故発生による保険契約者および被保険者の義務 …… 12
第21条　保険金請求の手続き …… 12
第22条　保険金の支払時期 …… 12
第23条　代位 …… 13
第24条　他の保険契約等がある場合の保険金の支払額 …… 13
第25条　保険金支払い後の保険契約 …… 13
第26条　補償上の紛争の処理 …… 13
第27条　時効 …… 13

第2章　テナント損害安心保険プラス

第1節　業務用什器備品保険条項
第28条　業務用什器備品保険の目的 …… 13
第29条　業務用什器備品保険金を支払う場合 …… 13
第30条　業務用什器備品保険金の支払額 …… 14
第31条　業務用什器備品保険金を支払わない場合 …… 14
第32条　損害防止義務および損害防止費用 …… 14
第33条　損害調査における特則 …… 14
第34条　残存物および盗難品の帰属 …… 14
第2節　費用保険条項
第35条　費用保険金を支払う場合 …… 15
第36条　費用保険金の支払額 …… 15
第3節　修理費用保険条項
第37条　修理費用保険金を支払う場合 …… 15
第38条　修理費用保険金の支払額 …… 15
第39条　修理費用保険金を支払わない場合 …… 15

第3章　テナント賠償責任安心保険プラス

第1節　借家人賠償責任保険条項
第40条　借家人賠償責任保険金を支払う場合 …… 16
第41条　借家人賠償責任保険金の支払額 …… 16
第42条　借家人賠償責任保険金を支払わない場合 …… 16
第43条　損害賠償責任解決の特則 …… 17
第2節　施設賠償責任保険条項
第44条　施設賠償責任保険金を支払う場合 …… 17
第45条　施設賠償責任保険金の支払額 …… 17
第46条　施設賠償責任保険金を支払わない場合 …… 17
第47条　損害賠償責任解決の特則 …… 18
特約 …… 18
別表1　用語の意味一覧表 …… 20
別表2　短期率表 …… 21
別表3　重複契約の場合の支払按分計算について …… 22

第1章 総則
第1節 一般条項

第1条（この商品と約款、加入内容確認証について）

1.当会社の商品である「テナント総合安心保険プラス」は、火災等の事故から財産を守る「テナント損害安心保険プラス」と、損害賠償責任に備える「テナント賠償責任安心保険プラス」からなる賃貸テナント入居者向けの総合保険です。

2.「テナント損害安心保険プラス」では、業務用什器備品保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。

3.「テナント賠償責任安心保険プラス」では、借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険を対象としています。

4.商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。

5.当会社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証として電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

第2条（用語の意味）

この約款で使っている用語の意味は、「別表1 用語の意味一覧表」に定めるとおりです。

第3条（保険期間と総支払限度額）

1.保険期間は、加入内容確認証に記載の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。ただし、保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

2.この保険契約には総支払限度額が設定されています。1回の事故で複数の保険金支払いの対象となる損害が発生した場合、当会社が支払う保険金の合計額は、加入内容確認証記載の総支払限度額を限度とします。ただし、第32条（損害防止義務および損害防止費用）による費用を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者とします。ただし、借家人賠償責任保険条項、施設賠償責任保険条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。

第5条（複数契約の取扱い）

この保険契約の被保険者は、重複して当会社の同種の保険契約の被保険者となることはできません。また、当会社の同種の保険契約の被保険者は、重複してこの保険契約の被保険者となることはできません。

第6条（契約申込時の告知義務）

1.保険契約者または被保険者となる者は、保険契約締結の際、危険（損害発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、他の保険契約等に関する事項など当会社が保険契約申込書の記載事項とすることによって告知を求めたもの（他の保険契約等には当会社の他の保険契約を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、事実を告げなければなりません。

2.当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

3.前項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
①前項の事実がなくなった場合
②当会社が保険契約締結の際、前項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
③当会社が前項の事実を知ったときから１ヶ月以内に解除をおこなわなかった場合または保険契約締結の時から5年を経過した場合
（注）当会社のために保険契約の締結の代理または媒介をおこなう者が事実の告知をすることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは不実のことを告げることを勧めた場合を含みます。

4.第2項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条（解約返戻金）の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。

5.第2項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、

すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。
6.前項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第7条(契約後の通知義務等)

1.保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくその内容を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
①保険期間の開始前に業務用什器備品保険の目的の全部が滅失した場合
②保険期間の開始日以降、業務用什器備品保険の目的の全部が滅失(入居物件から退去した場合も含みます。)した場合
③入居物件がテナント以外の用途に変更された場合
④前号の事由以外の用途変更が生じた場合
2.前項各号のほか、保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、加入内容確認証に記載の事項について、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくこれらの変更すべき内容を当会社に告げなければなりません。
①保険契約者の名称(個人契約者の場合は姓名、法人契約者の場合は商号)変更がある場合
②被保険者の姓名変更がある場合
③加入内容確認証に記載の保険契約者を変更しようとする場合
④加入内容確認証に記載の被保険者を変更しようとする場合
3.保険契約者が、加入内容確認証に記載の住所を変更した場合は、遅滞なくその旨を当会社に告げなければなりません。
4.当会社は、第1項第③号に該当する場合、および第④号によってこの保険契約の保険料適用区分が異なる「事務所・小売店」と「飲食店」相互間の用途変更が生じた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
5.前項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。
6.第4項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じたときから解除がなされたときまでに発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。
7.当会社は、第2項各号に規定する通知事項について、これを当会社に通知するまでに生じた事故については保険金を支払いません。ただし、通知内容が保険金支払決定に関係のない場合は、この規定は適用しません。

第8条(保険契約の無効、取消)

1.次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効とします。
①保険契約申込前に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。以下同様とします。)が保険の目的についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
②保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した場合
③前条(契約後の通知義務等)第1項第①号に定める事由に該当する場合
2.前項第①号または第②号の規定により無効とされた保険契約に対し領収していた保険料は、返還しません。ただし、前項第③号に掲げる場合は、保険料は全額を返還します。
3.第1項の規定により無効とされた保険契約によってすでに支払われた保険金がある場合は、当会社はその返還を請求します。
4.保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人による詐欺または強迫行為があった場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取消すことができます。
5.前項の規定により保険契約を取消した場合は、保険料は返還しません。
6.第4項の規定により保険契約を取消した場合で、取消した保険契約によってすでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求します。

第9条(入居物件退去時の取扱い)

1.入居物件から退去した場合は、その時点をもって失効するものとします。
2.前項の規定により失効となった場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。

第10条(重大事由による保険契約の解除)

1.当会社は、次の各号に掲げる重大事由のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
(注)被保険者が複数である場合については、当該被保険者に係る部分とします。
①保険契約者またはこの者の法定代理人(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合
②被保険者またはこの者の法定代理人(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。以下同様とします。)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合
③保険金の請求にあたり、被保険者またはこの者の法定代理人が詐欺をおこない、またはおこなおうとした場合
④保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合
イ.反社会的勢力に該当すると認められること
ロ.反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
ハ.反社会的勢力を不当に利用していると認められること
ニ.法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
ホ.その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑤前4号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前4号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
2.前項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。
3.第1項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じたときから解除がなされたときまでに発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。
4.保険契約者または被保険者が第1項第④号イからホまでのいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、第3項の保険金に係る規定は、次の損害については適用しません。
①第1項第④号イからホまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②第1項第④号イからホまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第11条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条(保険契約の任意解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者が申し出た日以降の日付で保険契約者が指定する解約日の24時にて保険期間は終了し、第13条(解約返戻金)に定める算出基準をもって解約返戻金を支払います。

第13条(解約返戻金)

1.解約返戻金は、次の算式により算出します。
解約返戻金 =契約保険料×既経過月数に対応する短期率
2.解約返戻金算出のための既経過月数に対応する短期率は、「別表2 短期率表」によります。
3.既経過月数とは、保険期間の初日から解約日までの既経過月数とします。なお、1ヶ月未満の端日数は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。

第14条(加入コース変更の不可)

保険契約者は、加入コースを保険期間の中途において、他のコースに変更することはできません。

第15条(保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合)

1.当会社は、保険期間中に保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響が生じた場合には、当会社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。変更後の内容については、すみやかに保険契約者へ通知します。

2.当会社は、保険金支払対象となる巨大災害等が発生し、それによって当会社の事業収支が著しく悪化した場合は、当会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。変更後の内容については、すみやかに保険契約者へ通知します。

第16条(保険契約の更新)

1.当会社は、契約満了日翌日の属する月の前々月末日までに、保険契約者に対して更新案内通知を送付します。
2.契約満了日までに保険契約者から更新案内通知の内容で更新しない旨の申出がない場合は、契約満了日の翌日を保険期間の初日とし、保険期間年数をこの保険契約と同一の保険期間年数とする保険契約に更新するものとします。
3.保険期間の初日の属する月の翌月末日までに更新契約の保険料が払い込まれた場合には、第3条(保険期間と総支払限度額)のただし書きは適用しません。
4.保険期間の初日の属する月の翌月末日までに更新契約の保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、更新契約を解除することができます。
5.前項の規定による解除の効力は、更新契約の保険期間の初日から発生します。
6.当会社は、次のいずれかに該当する場合には、当会社の定めるところにより保険契約の更新を引受けないことがあります。この場合、更新しない旨を、契約満了日の属する月の前々月末日までに保険契約者へ通知します。
①当会社が経営悪化した場合
②この商品が不採算となり契約引受けが困難となった場合
③第10条(重大事由による保険契約の解除)第1項各号に規定する事由に準ずる事由があると認められる場合
④当会社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
⑤当会社において、この普通保険約款に基づく保険契約の引受方法の変更をおこなった等の事情により、更新前と同一の内容で引受けができない場合
⑥当会社が、保険契約者または被保険者に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、更新しないこととした場合
⑦前各号に規定する他、当会社が特別な事情により保険契約を維持することが適切でないと認める場合
7.当会社は、当会社が経営悪化した場合や、この商品が不採算となった場合は、当会社の定めるところにより更新契約の保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。変更後の内容については、契約満了日の属する月の前々月末日までに保険契約者へ通知します。

第17条(時効、準拠法および訴訟の提起)

1.保険契約者の保険料返還を請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。
2.この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。
3.この保険契約に関する訴訟については、日本国内における保険契約者と当会社が合意した裁判所に提起するものとします。

第2節 保険金請求と保険金支払

第18条(保険金の受取人)

保険金の受取人は被保険者とします。

第19条(事故報告の手続き)

保険契約者または被保険者は、事故による損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
①事故の発生日時
②発生場所
③事故の状況
④損害の内容
⑤前各号について、これらの事項の証人となる者があるときはその住所・氏名、また損害賠償の請求を受けたときはその内容

第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)

1.保険契約者または被保険者は、前条(事故報告の手続き)の事故報告の他、次の各号に掲げる事項をおこなわなければなりません。
①損害の拡大防止または軽減のために必要な措置を講ずること
②借家人賠償責任保険、修理費用保険の場合は、入居物件の貸主の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
③施設賠償責任保険の場合は、被害者の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
④借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険の場合において、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
⑤借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険の場合において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること
⑥被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること
2.当会社は、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条または前項各号のいずれかの義務に違反した場合は、次の各号の規定に従い、業務用什器備品保険金、費用保険金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金、施設賠償責任保険金(以下「各保険金」といいます。)の支払額を決定します。
①前条および前項第②号から第④号の義務のいずれかに違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて各保険金を支払います。
②前項第①号の義務に違反した場合は、損害の拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いて、各保険金を支払います。
③前項第⑤号の義務に違反した場合は、当会社が被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差引いて、借家人賠償責任保険金、施設賠償責任保険金を支払います。
④前項第⑥号の義務に違反した場合は、権利の保全または行使をすることによって、第三者から損害の賠償を受けることができたと認められる額を差引いて、各保険金を支払います。

第21条(保険金請求の手続き)

1.被保険者が各保険金の支払いを請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
①保険金請求書
②損害見積書
③保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④他の保険契約等の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面
⑤その他、当会社が第22条(保険金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認をおこなうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの
2.当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社がおこなう調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
3.保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前2項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条(保険金の支払時期)

1.当会社は、保険金請求に必要な書類を受領した日(以下「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に保険金を支払うために必要な次の調査を終え、保険金を支払います。
①事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②保険金を支払わない場合として、この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
④この保険契約において定める無効、失効または解除の事由に該当する事実の有無
⑤前各号のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定す

るために確認が必要な事項
2.前項にかかわらず、同項の確認をするために次の特別な照会または調査が必要な場合には、当会社は請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対し通知します。
①前項第①号から第④号までの事項を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合　180日
②前項第①号から第④号までの事項を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合　90日
③災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のために調査が必要な場合　60日
④前項各号の事項の確認を日本国内においておこなうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査が必要な場合　180日
3.前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げたり、またはこれに応じなかった場合(必要な協力をおこなわなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、前2項の期間に算入しないものとします。
4.当会社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から当会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

第23条(代位)
1.当会社は、第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)、第37条(修理費用保険金を支払う場合)、第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)および第44条(施設賠償責任保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払った場合は、次の各号の額を限度として、被保険者がその事故による損害により第三者に対して有する損害賠償請求権およびその他の債権(以下「被保険者債権」といいます。)を取得します。
①当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者債権の全額
②前号以外の場合は、被保険者債権の額から保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
ただし、当会社は取得した権利を放棄することができます。
2.前項第②号の場合において、被保険者が引き続き有する債権は、当会社が取得した債権に優先して弁済されるものとします。
3.保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第１項の被保険者債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第24条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
第2章以下に定める各保険条項の支払対象となる事故において、保険金を支払うべき他社の損害保険・共済などの契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、当会社は保険金の種類ごとに「別表3 重複契約の場合の支払按分計算について」に記載する計算に基づいて、保険金を支払います。

第25条(保険金支払い後の保険契約)
1.当会社が、業務用什器備品保険金、費用保険金または修理費用保険金を支払った場合においても、この保険契約の業務用什器備品保険金額および修理費用保険金額は、減額することはありません。
2.当会社が、借家人賠償責任保険金または施設賠償責任保険金を支払った場合においても、この保険契約のテナント賠償責任保険金額は、減額することはありません。

第26条(補償上の紛争の処理)
1.再調達価額または損害の額について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。評価人の間で意見が一致しない場合は、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
2.当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)については、半額ずつ負担するものとします。

第27条(時効)
被保険者の保険金支払いを請求する権利は、保険金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。

第2章 テナント損害安心保険プラス
第1節 業務用什器備品保険条項

第28条(業務用什器備品保険の目的)
1.業務用什器備品保険条項における業務用什器備品保険の目的とは、入居物件に収容され、かつ、被保険者の所有する業務用什器備品とします。
2.次の各号に掲げる物は、業務用什器備品保険の目的に含まれません。
①船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機および自動車(自動二輪車、自動三輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量125cc以下のものをいいます。)ならびにこれらの付属品およびこれらに収容されている物
②通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
ただし、第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第2項に該当する被保険者の業務用の「通貨・預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用のカードを含みます。)・交通機関の搭乗券(定期券を含みます。)」の盗難による損害については、業務用什器備品保険の目的に含みます。
③貴金属(腕時計を含みます。)、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえる物
④義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
⑤動物および植物
⑥稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
3.畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備のうち、被保険者の所有に属し、かつ、もっぱら業務の用に供されているものについては、第1項の業務用什器備品に含みます。
4.入居物件以外に収容される被保険者所有の業務用什器備品は、業務用什器備品保険の目的に含みません。
5.業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件に付属する物置・車庫(業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件のある敷地内にあり、施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。)に収容される業務用什器備品は業務用什器備品保険の目的に含みます。

第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)
1.当会社は次の各号に掲げる原因によって業務用什器備品保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な措置によって業務用什器備品保険の目的について生じた損害も含みます。)に対して、業務用什器備品保険金を支払います。
①火災
②破裂または爆発
③落雷
④風災・ひょう災・雪災
風、雨、雪、ひょう、砂じん、その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が、風災、ひょう災または雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。また、風災、ひょう災または雪災の事故の場合は、入居物件の構内に所在するエアコンの室外機、洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナについては、第28条(業務用什器備品保険の目的)第1項の規定にかかわらず、入居物件内に収容されていない状態であっても保険の目的として取扱います。
⑤建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊
ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは前号もしくは第4項による損害を除きます。
⑥水濡れ
給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、第④号もしくは第4項による損害を除きます。
⑦騒じょうおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害されるか被害が生ずる状態であって、第31条(業務用什器備品保険金を支払わない場合)第2項第①号に定める暴動に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

2.盗難
当会社は盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂を含む。以下同様とします。)によって業務用什器備品保険の目的に生じた次の各号に掲げる損害(回収に要した費用を含みます。)に対して、業務用什器備品保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
①業務用の通貨の盗難
②業務用の預貯金証書の盗難
ただし、次のイおよびロに掲げる事実があったことを条件とします。
イ.保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに預貯金先宛に被害届出をしたこと
ロ.イの手続きを遅滞なくおこなったにもかかわらず、盗難にあった預貯金証書を使って預貯金口座から現金が引き出されたこと
③交通機関の搭乗券(定期券を含みます。)の盗難
ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに当該運輸機関または発行者に届出をしたことを条件とします。
④前3号以外の業務用什器備品保険の目的に係わる盗難および盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害
3.いたずら
当会社はいたずら(未遂事故を含む。以下同様とします。)によって業務用什器備品保険の目的について生じた破損、き損または汚損の損害に対して、業務用什器備品保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者がいたずらを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
4.水害
当会社は水害によって入居物件が床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水を被ったことによって発生した、業務用什器備品保険の目的(物置・車庫内に収容されている業務用什器備品を除きます。)の損害に対して、業務用什器備品保険金を支払います。

第30条(業務用什器備品保険金の支払額)
1.火災等
前条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第1項各号の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、再調達価額によって定めた損害の額とし、業務用什器備品保険金の額は業務用什器備品保険金額を限度とします。
2.盗難
前条第2項の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、次の各号のとおりです。
①業務用の通貨の盗難の場合は、1事故20万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。
②業務用の預貯金証書の盗難の場合は、1事故100万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。
③交通機関の搭乗券の盗難の場合は、1事故5万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。なお、定期券に損害が生じた場合は、その定期券発行者の定める払戻額に準じた額を業務用什器備品保険金として支払います。
④前3号以外の業務用什器備品保険の目的の盗難および盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害の場合は、支払うべき損害の額(回収に要した費用を含みます。)は再調達価額によって定め、1事故50万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。ただし、業務用什器備品保険の目的となる貴金属(腕時計を含みます。)、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、1個または1組ごとに10万円を限度とします。
3.いたずら
前条第3項の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、再調達価額によって定め、1事故30万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。
4.水害
前条第4項の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、再調達価額によって定め、次の算式によって算出した額を支払います。

業務用什器備品保険金額×5% ＝ 業務用什器備品保険金

なお、業務用什器備品保険金額が業務用什器備品保険の目的の再調達価額をこえる場合は、上記計算式の「業務用什器備品保険金額」を「業務用什器備品保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

第31条(業務用什器備品保険金を支払わない場合)
1.当会社は、次の各号に掲げる事由によって業務用什器備品保険の目的に生じた損害に対しては、業務用什器備品保険金を支払いません。
①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意もしくは重過失または法令違反
②保険契約者または被保険者が所有しもしくは運転する車両(自転車など主動力が人力であるものを除きます。)またはその積載物との衝突もしくは接触
③第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第1項または第4項の事故の際における業務用什器備品保険の目的の紛失または盗難
2.当会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害および次の各号に掲げる事由によって生じた第29条の事故が延焼または拡大して生じた損害ならびに発生原因のいかんを問わず第29条の事故が次の事由により延焼または拡大して生じた損害に対しては、業務用什器備品保険金を支払いません。
①戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質に汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第32条(損害防止義務および損害防止費用)
1.保険契約者または被保険者は、第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第1項第①号または第②号の事故が生じた場合は、損害の拡大防止または軽減に努めなければなりません。
2.前項の場合において、保険契約者または被保険者が損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な消火活動をおこなった場合で、前条(業務用什器備品保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときは、損害防止費用として支出した次の各号に掲げる費用の実費を支払います。
①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
②消火活動に使用したことによって損傷した物の修理費用
③その他、消火活動に有益と当会社が判断した物品に係わる費用
3.保険契約者または被保険者が故意または重過失によって第１項の義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。

第33条(損害調査における特則)
業務用什器備品保険の目的に損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた入居物件または現場を調査すること、またはこれらの業務用什器備品保険の目的の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

第34条(残存物および盗難品の帰属)
1.当会社が第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)により業務用什器備品保険金を支払った場合でも、業務用什器備品保険の目的の残存物の所有権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、当会社に移転しません。
2.盗取された業務用什器備品保険の目的について、当会社が第29条第2項の業務用什器備品保険金を支払う前に回収された場合は、盗難の損害は生じなかったものとみなします。
3.盗取された業務用什器備品保険の目的について、当会社が第29条第2項の業務用什器備品保険金を支払った場合は、その業務用什器備品保険の目的の所有権は、業務用什器備品保険金の再調達価額に対する割合によって、当会社に移転します。
4.前項の規定にかかわらず、被保険者は支払いを受けた業務用什器備品保険金に相当する額を当会社に支払い、その盗取された業務用什器備品保険の目的の所有権を取得することができます。

第2節 費用保険条項

第35条(費用保険金を支払う場合)

当会社は次の各号に掲げる事項に該当する場合は、費用保険金を支払います。

①臨時費用保険金

第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第1項の事故によって、業務用什器備品保険金が支払われる場合は、業務用什器備品保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、業務用什器備品保険金とは別に臨時費用保険金を支払います。なお、以下の第②号から第⑥号の費用保険金と重複する場合も臨時費用保険金を支払います。

②残存物取片づけ費用保険金

第29条第1項の事故によって、当会社の業務用什器備品保険金の支払いがある場合は、損害を受けた業務用什器備品保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用(取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。)に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

③失火見舞費用保険金

第29条第1項の業務用什器備品保険金が支払われる場合において、保険の目的または入居物件から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物(動産については、その所有物によって現に占有されている物で、その占有する構内にある物に限ります。)に滅失、き損または汚損の損害(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)が生じたときは、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。

④地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって業務用什器備品保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次のイあるいはロのいずれかに該当する場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。

イ.業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件が半焼以上となった場合

ロ.業務用什器備品保険の目的が全焼の場合

なお、損害の状況の認定は、イの場合においては入居物件に対しておこない、ロの場合においては業務用什器備品保険の目的に対しておこないます。

⑤ドアロック交換費用保険金

日本国内において入居物件の玄関ドアの鍵が盗取された場合は、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

⑥ピッキング防止費用保険金

入居物件が盗難あるいはいたずらに遭い、玄関ドアのロックを開錠された場合は、事故の日から180日以内に同様な事故を防止する目的で支出したドアロックの交換費用もしくは防犯装置設置の費用に対してピッキング防止費用保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難あるいはいたずらがあったことを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

第36条(費用保険金の支払額)

1.費用保険金の支払額は次の各号のとおりです。

①臨時費用保険金

臨時費用保険金については、第30条(業務用什器備品保険金の支払額)第1項の業務用什器備品保険金の30% に相当する額を、1事故200万円を限度として支払います。

②残存物取片づけ費用保険金

残存物取片づけ費用保険金については、第30条第1項の業務用什器備品保険金の10% に相当する額を限度として実費を支払います。

③失火見舞費用保険金

失火見舞費用保険金については、1事故につき、業務用什器備品保険金額の20%あるいは100万円のいずれか低い額を限度として、損害が生じた世帯および法人の数に20万円を乗じて得た額を支払います。ただし、業務用什器備品保険金額が、業務用什器備品保険の目的の再調達価額をこえる場合は、「業務用什器備品保険金額」を「業務用什器備品保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

④地震火災費用保険金

地震火災費用保険金については、次の算式によって算出した額を支払います。

業務用什器備品保険金額×5%=地震火災費用保険金

ただし、業務用什器備品保険の目的の再調達価額の5%を限度とします。

⑤ドアロック交換費用保険金

ドアロック交換費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費(工賃等の諸経費を含む。以下同様とします。)を支払います。

⑥ピッキング防止費用保険金

ピッキング防止費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費を支払います。

2.前項第①号から第③号までの費用保険金については、業務用什器備品保険金との合計額が業務用什器備品保険金額をこえる場合でも支払います。

第3節 修理費用保険条項

第37条(修理費用保険金を支払う場合)

1.当会社は、被保険者が、次の各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、または緊急的に、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金を支払います。

①台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災(こう水、高潮を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。)

ただし、入居物件の建物内部の損害については、建物が風災・ひょう災または雪災によって直接破損したことによって、入居物件の内部に損害が生じた場合(建物の破損箇所からの雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます。)に限ります。

②入居物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

ただし、雨、雪、あられ、砂じん、ばい煙、その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災を除きます。

③盗難による損害

ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

④いたずらによる損害

ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

⑤凍結によって破損した入居物件の専用上水道管の損害

ただし、貸主以外の第三者の所有物で、被保険者以外の者が占有する部分の専用上水道管に係わる修理の費用は対象外とします。

⑥窓ガラスの熱割れによる損害

2.前項各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害であっても、次の各号に掲げる箇所については修理費用保険金の範囲から除きます。ただし、入居物件の建物賃貸借契約書に被保険者が原状回復義務を負う旨の約定があり、かつその定めが法的に有効な場合は、修理費用保険金の範囲に含めます。

①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

なお、建具の枠は壁に含むものとします。

②共同住宅の場合は、ベランダ、バルコニー、玄関エントランス、ロビー、廊下、昇降機、共同便所、共同浴室、門、塀、垣根、給水塔等の入居物件の借主の共同の利用に供されるもの

③一戸建の場合は、門、塀、垣根、カーポート、テラス、日よけルーフ、サンルーム、デッキ、物置、敷地内の動物および植物

第38条(修理費用保険金の支払額)

1.前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第①号から第④号までの事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故100万円を限度として、費用の実費を支払います。

2.前条第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故20万円を限度として、費用の実費を支払います。

3.前条第1項第⑥号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故30万円を限度とし、費用の実費を支払います。

第39条(修理費用保険金を支払わない場合)

1.当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害に対しては、

修理費用保険金を支払いません。
①保険契約者、被保険者、入居物件の貸主またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意もしくは重過失または法令違反
②保険契約者、被保険者または入居物件の貸主が所有しもしくは運転する車両(自転車など主動力が人力であるものを除きます。)またはその積載物との衝突もしくは接触
③保険契約者または被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊

2.当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害および次の各号に掲げる事由によって生じた事故が延焼または拡大して生じた損害ならびに発生原因のいかんを問わず次の各号に掲げる事由により延焼または拡大して生じた損害に対しては、修理費用保険金は支払いません。
①戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第3章 テナント賠償責任安心保険プラス
第1節 借家人賠償責任保険条項

第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)

1.当会社は、被保険者の入居物件について次の各号に掲げる被保険者の責めに帰すべき事由(注)による偶然な事故により、被保険者が入居物件についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、借家人賠償責任保険金を支払います。
(注)以下の場合は、「責めに帰すべき事由」に該当しません。
イ.入居物件の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって発生した損壊
ロ.入居物件の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、入居物件ごとに、その入居物件の機能の喪失または低下を伴わない損壊
①火災
②破裂または爆発
③被保険者の過失により入居物件を破損、き損、汚損、水濡れ損させた場合

2.当会社が支払うべき借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。
①被保険者が入居物件の貸主に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差引くものとします。
②損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
③損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
④第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
⑤損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が貸主のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
⑥第43条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑦被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条第1項第⑥号または第23条(代位)第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用

3.借家人賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する貸主は、前各項に掲げる借家人賠償責任保険金を請求する権利について先取特権を有します。

4.被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する貸主の承諾があった金額を限度として、当会社に対し借家人賠償責任保険金を請求することができます。

5.被保険者は、借家人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。ただし、次の場合はこの限りではありません。
①損害賠償請求権を有する貸主に対する譲渡
②被保険者が損害賠償請求権を有する貸主に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合またはその貸主の承諾があった場合

第41条(借家人賠償責任保険金の支払額)

1.当会社が1事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号に定める金額の合計額とします。ただし、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とします。
①前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、次のイ、ロ、ハのとおりとします。
イ.前条第1項第①号および第②号については、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とします。
ロ.前条第1項第③号のうち水濡れ損については、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とし、免責金額1万円とします。
ハ.前条第1項第③号のうち、破損、き損または汚損については、1事故につき支払限度額を30万円、免責金額3万円とします。
②前条第2項第②号から第⑦号までの費用についての全額
ただし、前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額がテナント賠償責任保険金額を超える場合は、そのテナント賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

2.当会社が1回の事故につき支払うべき前項の借家人賠償責任保険金の額と第44条(施設賠償責任保険金を支払う場合)の施設賠償責任保険金の額の合計額がテナント賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の額は、テナント賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

第42条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

1.当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意
②被保険者の心神喪失
③被保険者の指図
④入居物件の改築、増築、取壊し等の工事
⑤戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑦核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

2.当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
①被保険者と入居物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

②被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊に起因する損害賠償責任
③被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任

第43条（**損害賠償責任解決の特則**）
当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じその遂行について当会社に協力しなければなりません。

第2節 施設賠償責任保険条項

第44条（**施設賠償責任保険金を支払う場合**）
1.当会社は、被保険者が、日本国内において次の各号に掲げる偶然な事故により、第三者の身体の障害または財物の破損、き損または汚損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、施設賠償責任保険金を支払います。ただし、入居物件以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。
①入居物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故
②入居物件における業務の遂行に起因する偶然な事故
2.当会社が支払う施設賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。
①被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差引くものとします。
②損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
③損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
④第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
⑤損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
⑥第47条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑦被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条第1項第⑥号または第23条（代位）第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用
3.施設賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する被害者は、前各項に掲げる施設賠償責任保険金を請求する権利について先取特権を有します。
4.被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する被害者の承諾があった金額を限度として、当会社に対し施設賠償責任保険金を請求することができます。
5.被保険者は、施設賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。ただし、次の場合はこの限りではありません。
①損害賠償請求権を有する被害者に対する譲渡
②被保険者が損害賠償請求権を有する被害者に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合またはその被害者の承諾があった場合

第45条（**施設賠償責任保険金の支払額**）
1.当会社が１事故につき支払うべき施設賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号の金額の合計額とします。ただし、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とします。
①前条（施設賠償責任保険金を支払う場合）第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とします。
②前条第2項第②号から第⑦号までの費用の全額
ただし、前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額がテナント賠償責任保険金額を超える場合は、そのテナント賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。
2.当会社が1回の事故につき支払うべき前項の施設賠償責任保険金の額と第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金の額の合計額がテナント賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の額は、テナント賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

第46条（**施設賠償責任保険金を支払わない場合**）
1.当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
①もっぱら被保険者の業務以外の日常生活の用に供される動産または不動産（入居物件の一部がもっぱら被保険者の業務以外の日常生活の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
②被保険者と同居する者に対する損害賠償責任
③被保険者、被保険者の法定代理人および被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
④保険契約者または被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の破損、き損または汚損によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑥船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機および自動車（自動二輪車、自動三輪車、原動機付自転車を含み、自転車など主動力が人力であるものを除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。）、銃器（玩具として使用する空気銃を除きます。）、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
⑦被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任
⑧施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
⑨屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任
⑩被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
⑪仕事の完成（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
2.当会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
①被保険者またはその使用人その他被保険者のための医療行為またはそれに準ずる行為をおこなう者の、次の業務の遂行上の過失に起因する損害賠償責任
イ.人または動物に対しておこなう診療、治療、看護もしくは疾病の予防または死体の検案等
ロ.医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与または使用方法の指示
②弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人がおこなう専門的な職業行為に起因する損害賠償責任
③被保険者またはその使用人（雇用の有無を問いません。）が人または動物等に対しておこなった次に掲げる行為（施術行為）またはそれらの結果に起因する損害賠償責任（器具、機械または装置を使用した場合を含みます。）
イ.あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
ロ.身体の整形、矯正、美容、調整、リラクゼーション等
ハ.調髪、顔そり等の理容またはパーマネントウエーブ、結髪、増毛、つけ毛、脱毛、化粧等の美容
④被保険者が建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任（器具、機械または装置を使用した場合を含みます。）

⑤被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害賠償責任
⑥液体、気体、固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任
ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた損害賠償責任を含みません。
⑦石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出したことに起因する次に掲げる損害賠償責任
イ.水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
ロ.水が汚染したことに起因する損害賠償責任
⑧汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任
⑨前3号の恐れがある場合において、損害の拡散防止、補修回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理について支出した費用、その他防止軽減のために要した費用。または、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要した費用

3.当会社は、次の各号に掲げる事由によって損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意
②被保険者の心神喪失
③被保険者の闘争行為
④被保険者本人またはその指図による暴行または殴打
⑤戦争（宣戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑦核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第47条（損害賠償責任解決の特則）
当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

特約

（ペイジー方式支払特約）

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険契約者と当会社との間に、あらかじめ保険料をゆうちょ銀行・その他の銀行のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングのいずれかによるペイジー方式で払い込むことについての合意がある場合で、保険契約（更新契約を含みます。以下この特約において同様とします。）が保険期間の初日までに締結されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込み）
1.保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月末日（以下「払込期日」といいます。）までに、保険料の全額をペイジー方式で払い込まなければなりません。
2.払込期日までに保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の領収日）
保険料の領収日は、ペイジー方式での払い込みが完了した時点の属する日とします。

第4条（保険料領収証の交付）
保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当会社が保険料の入金を確認した後に発行します。

第5条（保険料が払い込まれる前に保険金を支払う場合の取扱い）
保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条（この保険契約の解除）
1.当会社は、払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2.前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第7条（保険料の返戻の特則）
普通保険約款に定める保険料の返戻については、当会社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第8条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（保険料コンビニエンスストア払特約）

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険契約者と当会社との間に、あらかじめ保険料を当会社所定のコンビニエンスストア等の収納窓口で払い込むことについての合意がある場合で、保険契約（更新契約を含みます。以下この特約において同様とします。）が保険期間の初日までに締結されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込み）
1.保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月末日（以下「払込期日」といいます。）までに、保険料の全額を当会社所定のコンビニエンスストア等の収納窓口に払い込まなければなりません。
2.払込期日までに保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の領収日）
保険料の領収日は、コンビニエンスストア等の収納窓口に払い込みが完了した時点の属する日とします。

第4条（保険料領収証の交付）
保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当会社が保険料の入金を確認した後に発行します。

第5条（保険料が払い込まれる前に保険金を支払う場合の取扱い）
保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条（この保険契約の解除）
1.当会社は、払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2.前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第7条（保険料の返戻の特則）
普通保険約款に定める保険料の返戻については、当会社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第8条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（保険料口座振替特約）

＜用語の意味＞
この特約において使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりです。
（50音順）

用語	意味
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	指定口座から保険料を引落す日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険契約（更新契約を含みます。以下この特約において同様とします。）締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されており、保険契約者と当会社との間に保険料を口座振替の方法により払い込むことに合意がある場合で、保険契約が保険期間の初日までに締結されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込み）
1.この特約により、保険料は、払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。
2.払込期日に保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。
3.払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替の方法による保険料の払込みがその休業日の翌営業日におこなわれた場合には、当会社は、払込期日に保険料が払い込まれたものとみなします。
4.保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（保険料領収証の交付）
保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当会社が保険料の入金を確認した後に発行します。

第4条（払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合等の取扱い）
1.払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者は、払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の全額を一時に、当会社の指定する方法により、当会社に払い込まなければなりません。
2.前項の規定により保険料が当会社に払い込まれた場合には、当会社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。
3.保険契約者が第1項に規定する保険料を払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、第1項および第5条（この保険契約の解除）第1項に定める「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
4.保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

第5条（この保険契約の解除）
1.当会社は、払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料が払込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2.前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第6条（保険料の返戻の特則）
普通保険約款に定める保険料の返戻については、当会社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第7条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（共同保険に関する特約）

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、加入内容確認証にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（引受少額短期保険業者の独立責任）
この保険契約の加入内容確認証に記載の少額短期保険業者（以下「引受少額短期保険業者」といいます。）は、加入内容確認証記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事少額短期保険業者のおこなう事項）
保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事少額短期保険業者として指名した少額短期保険業者は、全ての引受少額短期保険業者のために次の①から⑪に掲げる事項をおこないます。
①保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②保険契約の引受の承認
③保険料の収納または返戻
④保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
⑤保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
⑥保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑦保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑧保険の目的その他の保険契約等に係る事項の調査
⑨事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑩損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および非幹事少額短期保険業者の権利の保全
⑪その他前各号の事務または業務に付随する事項

第４条（幹事少額短期保険業者の行為の効果）
この保険契約に関し幹事少額短期保険業者がおこなった第3条（幹事少額短期保険業者のおこなう事項）に掲げる事項は、全ての引受少額短期保険業者がこれをおこなったものとみなします。

第５条（保険契約者等の行為の効果）
この保険契約に関し保険契約者等が幹事少額短期保険業者に対しておこなった通知その他の行為は、全ての引受少額短期保険業者に対しておこなわれたものとみなします。

第６条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1　用語の意味一覧表　（50音順）

用語	意味
按分（あんぶん）	他に保険・共済等の契約がないものとして算出した各保険・共済商品の支払保険金・共済金の合計額が、損害の額を超えてしまう場合には、「各保険・共済の支払保険金・共済金の合計額＝損害額」となるように各保険・共済会社の支払保険金を調整して支払われます。これを按分するといいます。
いたずら	第三者の行為により入居物件または保険の目的に破損、き損、汚損の損害を受けたことをいいます。
1事故あたりの支払限度額	1回の事故における補償の上限額をいいます。例えば、盗難による業務用什器備品保険金での「1事故50万円を限度」とは、1事故あたりの補償の限度額を意味しており、1契約で被保険者が複数名の場合であっても、1事故の補償の限度額は50万円となります。
解除	いったん有効に成立した保険契約を一方的に解消することをいいます。当会社の約款では当会社が一方的に解消することをいいます。
解約	保険契約者が保険契約を解除することをいいます。
火災	1.人の意図に反しまたは放火により発生すること 2.消火の必要がある燃焼現象であること 3.火元から他のものに引火し、さらに自力で燃え広がる現象であること 4.消火のために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること 以上に掲げた4つの要件が全部含まれているものを火災といいます。
加入内容確認証	ご契約の内容をご確認いただくために提供する確認証です。ご契約いただきました補償内容や取扱代理店などを明示しております。
給排水設備	共用部分または入居物件専用の上水道設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。）、下水道設備のことを指します。ただし洗濯機本体、エアコン（ドレン管を含みます。）は給排水設備には含みません。
業務用什器備品	業務用のオフィス家具や道具などのことをいいます。たとえば事務所の机・いす、飲食店のテーブル・いす、調理用器具などをいいます。なお、商品・製品・材料などは業務用什器備品には含まれません。
原状回復	結果として生じている現在の状態を、それを生じさせた原因以前の状態に戻すことをいいます。
故意	結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態を言い、保険金取得を目的とした放火や自殺のためにおこなった放火などがこれにあたります。
更新	保険期間の満了時に、新たに契約を結ぶことをいいます。
構内	入居物件の所在する敷地内を指します。
告知義務	保険契約申込者が保険を契約する際に、保険契約の条件を設定するための重要な事実を当会社に申し出る義務のこと、および重要な事項について不実のことを申し出てはならない義務のことをいいます。

用語	意味
債権	特定の相手方に対して、特定の財産上の行為（支払い）をおこなうよう要求できる権利をいいます。
再調達価額	現在所有する財物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
先取特権	被害者が、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。
失効	保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した保険会社等が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
重過失	少し注意すれば事故が起きなかったのに漫然と事態を見過ごしてしまった場合を言います。過去の判例で次のような例が重過失と判断されています。 ・暖をとるために電気コンロをつけたまま眠り、寝具が触れて火災となった ・揚げ物の鍋を火にかけたまま台所を離れた間に油に引火して火災となった ・寝タバコが原因で火災となった ※ 軽度な過失であっても、それが２度目となると重過失という判例もあります。また、上記のような例であっても、状況によっては重過失と判断されない場合もあります。
心神喪失	精神機能の障害のため意思能力を欠く状態にあることをいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族を指します。（民法第725条）
責任無能力者	民法上、不法行為責任を負担しうる能力がない者をいいます。
全焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
全損	損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
損害の額	業務用什器備品保険の目的などで被保険者から申告された被害物の損害内容を当会社が調査・査定し、算出・認定した金額のことをいいます。
損害賠償	他人に与えた損害を填補（てんぽ）し、損害がないのと同じ状態にすること。民法上、債務不履行と不法行為を主な原因とし、被害者はそれを請求する権利があります。
代位取得（だいいしゅとく）	第三者の行使できる権利を代わりに取得することをいいます。
第三者	被保険者、被保険者と生計を共にする同居の親族およびその使用人以外の者をいいます。
建具	外部に面した玄関ドアや窓または入居物件内部のドアや引戸のことを指します。

用語	意味
通知義務	保険を契約した後、契約時の条件に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が当会社に連絡する義務のことをいいます。
当会社	この保険契約の引受会社をいいます。
当会社の同種の保険契約	入居者総合安心保険プラスⅢ、入居者総合安心保険プラス、テナント総合安心保険プラスをいいます。
テナント	事務所、小売店、飲食店などの業務をおこなうことを目的として賃借した入居物件のこと。ただし、その業務は、当会社が契約を引受けすることができる業務内容のものに限ります。
入居物件	被保険者が借用する保険契約申込書に記載された戸室(注)をいいます。 (注)共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。
入居物件からの退去	業務用什器備品の搬出、鍵の返却が完了した状態(賃貸借契約の終了前後を問いません。)を指します。
入居物件の専用上水道管	戸室の止水栓から入居物件に入り込んだ内側の上水道管をいい、蛇口やシャワーヘッドまでを含みます。なお、入居物件内の給湯器および風呂釜については、水・お湯が通る熱交換器(ラジエーター)の部分のみ専用部分の上水道管に含むものとします。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊、またはその現象のことをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
半焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいいます。
半損	損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全損に該当しないものをいいます。
被保険者	保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。
不法行為	故意または過失によって他人の権利を侵害し、その結果他人に損害を与える行為をいいます。加害者は、その損害を賠償する責任を負います。
暴動	群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険申込書に記載された補償期間をいいます。当会社が責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合のみ当会社は保険金を支払います。
保険金	保険事故により損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、当会社が支払う保険金の限度額となります(ただし、保険金の内容によっては別個の制限額の設定があります。)。

用語	意味
保険契約	保険契約申込者の申込みを当会社が承諾することにより成立する契約のことをいいます。
保険契約者	自己の名前で当会社と保険契約を締結した人をいいます。保険契約者は、保険料を支払う義務があります。
保険契約申込書	保険を契約する際に、保険契約申込者が署名または記名押印し、当会社に提出する書類のことをいいます。
保険の目的	保険をかける対象のことをいいます。この商品の「業務用什器備品保険の目的」とは被保険者の所有する業務用什器備品を指します。
保険料	被保険者の被る危険を当会社が負担するための対価として、保険契約者が当会社に支払う金銭のことをいいます。
窓ガラスの熱割れ	気温差による窓ガラスのひび割れをいいます。
無効	契約の効果がはじめから無いことをいいます。
免責	保険金が支払われない保険契約上の事由をいいます。たとえば、戦争や内乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などによる損害については保険金を支払わないものがあります。
免責金額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当会社が保険金を支払わない範囲を指し、被保険者が自己負担をする金額をいいます。
約款(やっかん)	保険契約の条文のことをいいます。
床上浸水	起居など生活するために必要な床(フローリング、畳などの部分であり、玄関や土間のたたきの部分は除きます。)を超えて浸水することをいいます。

別表２　短期率表

1年目			2年目		
経過月数	1年契約	2年契約	経過月数	1年契約	2年契約
1	64%	79%	13	-	38%
2	58%	75%	14	-	34%
3	52%	72%	15	-	31%
4	46%	68%	16	-	27%
5	41%	65%	17	-	24%
6	35%	62%	18	-	21%
7	29%	58%	19	-	17%
8	23%	55%	20	-	14%
9	17%	51%	21	-	10%
10	12%	48%	22	-	7%
11	6%	44%	23	-	3%
12	0%	41%	24	-	0%

別表３　重複契約の場合の支払按分計算について

●業務用什器備品保険金

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める業務用什器備品保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえない場合	－	この保険契約の支払責任額	－
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める業務用什器備品保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえる場合	イ：再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定のある保険契約のみ	第30条各項に定める支払限度額 × この保険契約の支払責任額 ／ それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 ＝ この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金
	ロ：再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない保険契約のみ	第30条各項に定める支払限度額 － 再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額 ＝ この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金	
	ハ：上記イ・ロの保険契約が同時に契約されている場合	（第30条各項に定める支払限度額 － 再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額）× この保険契約の支払責任額 ／ 再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき支払責任額の合計額 ＝ この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金	

●費用保険、修理費用保険および賠償責任保険

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえない場合	－	この保険契約の支払責任額	－
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえる場合	－	第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額 × この保険契約の支払責任額 ／ それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 ＝ この保険契約で実際に支払う支払保険金	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金

Q&A よくあるご質問

更新手続について

Q.1 更新案内を紛失してしまいました。再発行はできますか?

A.1 再発行手続は更新お問い合わせセンターまたは取扱代理店へご用命ください。

Q.2 加入コースを変更して更新することはできますか?

A.2 加入コースは変更して更新することも可能です。その場合は満期日までのお手続が必要となりますので、お早めに取扱代理店の保険担当者までご連絡ください。取扱代理店にてご希望のコースの申込書を作成し、保険料の払込方法等をご案内します。

契約内容変更の手続について

Q.1 社名が変わったのですが、変更手続はどうしたらいいですか?

A.1 取扱代理店の保険担当者までご連絡ください。

Q.2 移転しますが、転居先の物件にこの保険を引き継ぐことはできますか?

A.2 弊社のご契約は転居移転先の物件に引き継ぐことはできませんので、退去後に解約の手続をおこなってください。

解約について

Q.1 解約の手続はどうしたらいいですか?

A.1 解約の理由により、お手続方法が異なります。

①退去によるご解約
ご契約者ご本人さまより解約受付センターまでご連絡をお願いします。

②退去以外の理由によるご解約
保険期間の途中で解約する場合は、取扱代理店にてお手続いたしますので、取扱代理店の保険担当者までご連絡をお願いします。満期日をもって契約を終了される場合は、更新案内に同封の返信ハガキに必要事項をご記入のうえお知らせください。

※お手続の流れは、更新案内に同封の「火災保険 満期更新のお知らせ」をご参照ください。

Q.2 退去しますが、解約手続はいつしたらよいですか?

A.2 退去による解約の場合は退去日までさかのぼってご解約いただけますので、退去が完了しましたら解約受付センターまでご連絡ください。なお、退去日から3年を経過しますと時効により解約返れい金のお支払いができなくなりますのでご注意ください。

Q.3 解約した場合の解約返れい金の算出方法を教えてください。

A.3 満期日よりも1ヶ月以上前の解約日となる場合は解約返れい金があります。
解約返れい金は次の計算式により算出します。
①解約返れい金＝保険料×既経過月数に対応する短期率
②短期率は短期率表によります（P.21）。
③既経過月数とは、保険期間の初日から解約日までの既経過月数となります。
※1ヶ月未満の端日数は切り上げて1ヶ月とし既経過月数に加算します。

Q.4 解約返れい金が振り込まれた後にハガキなどで通知はありますか？

A.4 弊社からご通知は差し上げておりません。恐れ入りますがお客さまの口座通帳などでご確認ください。振込人名義は「ゼンカンキョウショウガクタンキホケン（カ」です。

Q.5 解約はしませんが、弁護士や官公庁等へ提出する解約返れい金の試算額が記載された書類は発行できますか？

A.5 弊社お客さま相談窓口に「解約返れい金試算書」をご用命ください。

MEMO

ご契約内容はマイページの加入内容確認証（e証券）にてご確認ください

弊社では、CO_2排出量の削減や、紛失・不着等のリスクからお客さまの個人情報を保護することを目的として、ご要望いただいたお客さま以外には保険証券等を発行しておりません。ご契約内容は普通保険約款に定める通り、加入内容確認証（e証券）としてお客さま専用サイト（マイページ）に提供しておりますので、ご契約が成立した際にはマイページをご確認ください。

マイページでご確認いただけるもの

加入内容確認証（e証券）	ご契約されたお客さまごとに、ご契約内容や取扱代理店などをご確認いただけます。 ※インターネットをご利用されない方など、保険証券をご要望の場合は取扱代理店までご連絡ください。
約款	ご加入契約の普通保険約款および特約をご確認いただけます。
電子領収証※ ※現金払のお客さまのみ	保険料払込方法が現金払（振り込みを含む）で領収証の電子発行に同意いただいたお客さまにつきましては、マイページで領収証を確認することができます。また、表示された領収証は印刷（複写）いただけます。 ※電子領収証の表示期間は入金確認後、保険始期日から2ヶ月後までの間となります。 ※現金払のお客さまで、印刷された領収証をご要望の場合は取扱代理店までご連絡ください。 ※現金払以外のお客さまには、原則、領収証は発行しておりません。 領収証をご要望の場合は、弊社お客さま相談窓口までご連絡ください。 <お客さま相談窓口：0120-329-431（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く 9:00～18:00）>

マイページへのログイン方法

マイページへは、右記URLより、「申込書お客さま控」または「WEB手続シート」に記載のID・パスワードを入力し、ログインしてください。

※ご契約が成立するまで加入内容をご確認いただくことはできません。
※Webブラウザによっては動作しない場合がございます。

マイページは弊社ホームページよりアクセスしてください

ぜんかんきょう 保険 検索 https://mypage.zk2kyosai.jp

※アドレスを直接入力する際は、「https://」からご入力ください。
※インターネットをご利用されない方などは取扱代理店までご連絡ください。

引受少額短期保険業者：共同保険幹事会社

全管協 ZENKANKYO 少額短期保険株式会社

関東財務局長（少額短期保険）第16号
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル14F
URL https://www.zkssi.co.jp/

非幹事会社

エタニティ少額短期保険株式会社
近畿財務局長（少額短期保険）第7号
〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
URL https://www.eternity-ins.com/

ネットライフ火災少額短期保険株式会社
東北財務局長（少額短期保険）第7号
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-11-1
HF仙台本町ビルディング8F
URL https://netlifekasai.co.jp/

お問い合わせ先【電話のお掛け間違いにご注意ください】

●ご退去を伴わない解約手続き
●契約内容の変更・訂正の手続き
取扱代理店へご連絡ください

●ご退去に伴う解約手続き
解約受付センター **0120-208-001**
（受付時間：9～18時 日・祝日・年末年始の休業日を除く）

●事故が発生し、保険金請求する場合
保険金請求受付センター **0120-551-224**
（24時間365日受付）

●契約の更新に関するお問い合わせ
更新お問い合わせセンター **0120-777-217**
（受付時間：9～17時 土・日・祝日・年末年始の休業日を除く）

※各センター受付後あらためて取扱代理店にお電話いただく場合もあります。

◆この保険に関するご意見・ご相談受付窓口
お客さま相談窓口 **0120-329-431**
（受付時間：9～18時 土・日・祝日・年末年始の休業日を除く）

●ご契約の内容についてのご照会等は、表紙記載の取扱代理店または引受少額短期保険業者にお申し出ください。
●取扱代理店は引受少額短期保険業者との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理などの代理業務をおこなっておりますので、取扱代理店にお申し込みいただいて有効に成立したご契約は引受少額短期保険業者と直接契約されたものとなります。
●「テナント安心保険プラス・スーパー」は「テナント総合安心保険プラス」のペットネームです。